

# 発達障害を有する学生に対するキャリア支援について

## — 学生支援センターを核とした取組 —

森定 玲子

(ブール学院大学国際文化学科 准教授)

### 一 はじめに

ブール学院大学は、明治期に英国聖公会宣教師協会によって設立された女子の神学校をルーツに持つ、千人程度の小規模な私立大学である。一九九六(平成四)年に短期大学の英文科を改組転換して、男女共学の四年生大学を設立した。教育理念をキリスト教主義と異文化間協働に置き、国際文化学部一学部のもとに、国際文化学科(定員六〇名)、子ども教育学科(八〇名)、英語学科(六〇名)の三学科がある。大学組織としては別組織となるが、同じ敷地内に、

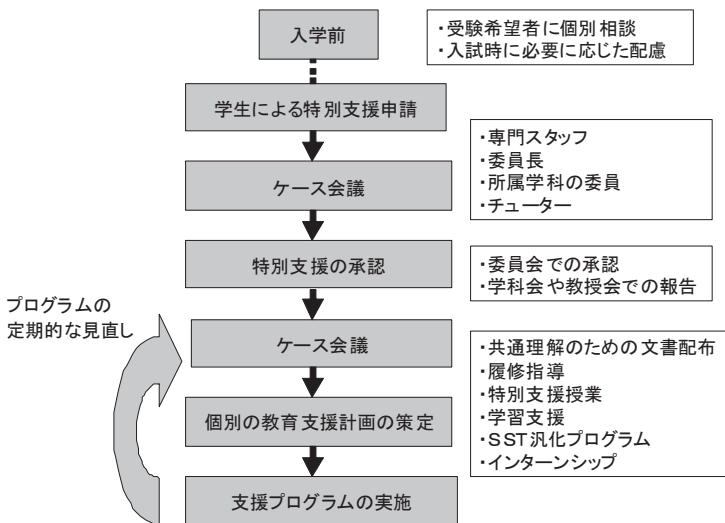
秘書科(一四〇名)と幼児教育学科(五〇名)を備えたブール学院大学短期大学部がある。ブール学院大学と同短期大学部は学生支援体制の多くを共有しているが、ここでは前者に焦点を当てて紹介する。特に断らない限り、「本学」とはブール学院大学を指すこととする。

本学は、二〇〇七(平成十九)年から四年間、文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」(学生支援GP)に選定されたことを契機に、発達障害を有する学生に対する支援活動に取り組んでいる。発達障害者支援法が追い風となり、近年、いずれの大学でもこの課題に取り組んでいるが、本学の場合、キリスト教主義と異

文化間協働という教育理念が背景にある。これらの教育理念に基づき、開学以来、学生の多様性を重視し、留学生や身体障害を有する学生を受け入れ、一人一人の個性を大切にする教育を行ってきた。この延長線上に、発達障害を有する学生に対する支援活動が位置づけられている。

## 二、特別支援プログラムとは

二年程の試行錯誤を経て、発達障害を有する学生に対する支援活動は一つの形を持つことができるようになり、本学ではそれを「特別支援プログラム」と呼んでいる。そのプロセスはまず、同プログラムを希望する受験生に対して個別相談を行い、入試時には必要に応じて時間延長等の配慮をする。入学後保護者・学生連名の申請書が提出されると、ケース会議によってその適否を判断する。「特別支援プログラム」の利用が承認されると、ケース会議に基づいて個別の教育支援計画を策定し、それに沿って、個々の学生の学習、対人関係、進路の課題に対応するべく支援を実施している。個別の教育支援計画は、ケース会議毎に実施結果を評価し、アセスメントを見直し、改訂している(図1参照)。

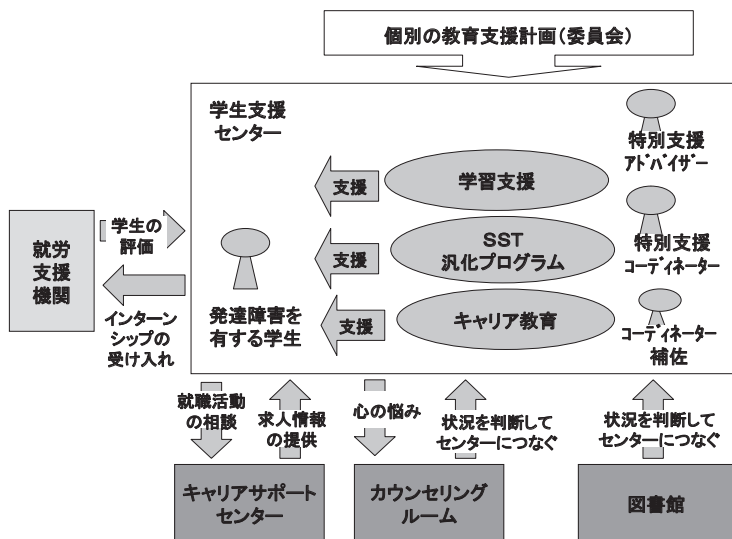


〔図1〕特別支援プログラムの流れ

## 特集・発達障害

「特別支援プログラム」実施の中核を担っているのが、学生支援センター（注1）である。学生支援センターは、本学学生の修学、視聴覚教材及びIT活用教育等の学習に関する総合的な学生支援を行うために設置された機関であり、特別支援アドバイザー、特別支援コーディネーター、特別支援コーディネーター補佐、学習指導員、事務職員が配置されている。学生支援センターが扱う学生支援に、身体障害や発達障害等の「特別な配慮を必要とする学生」の支援も含まれている。

本学ではチューター制が採用されており、学生支援のほとんどはチューターを通して行われている。三学科とも一年生から四年生までゼミがあり、ゼミ担当教員がチューターとなる。学生や保護者との面談はチューターが中心となつて行っているが、学生に対する教育・指導の責任は学科にあり、気になる学生の情報は学科で共有されている。発達障害を有する学生についてもチューターが支援の窓口であり、学科がその学生の教育・指導に責任を持つことに変わりはない。学生支援センターは「特別支援プログラム」がスムーズに実施されるよう、学科やチューターを側面から支援し、学内の各部署と連携し、支援対象学生の情報を集約し、実施状況をフォローしている（図2参照）。



〔図2〕 特別支援プログラムの体制

### 三．三つの支援レベル

発達障害を有する学生に対する支援活動で一番難しい課題は学生の自己認知である。発達障害はわかりにくい「特性」である。少し話をしただけでは教職員もコミュニケーションのずれに気付かない場合がある。学生自身が「自分には必要ない」と支援を拒否することがある。当初、特別支援プログラムは、保護者・学生から大学に支援申請書を提出した学生だけを対象としていた。大学に支援申請書を提出することは学生本人と保護者にとつてかなり大きなハードルとなるため、支援対象学生は実際に支援が必要な学生の一部だけに限られていた。本学のような小規模大学では、学生一人一人の状況に教職員の目がかかり行き届く。保護者・学生からの申請を支援の必須条件とすると、教職員が支援の必要性を認識している学生に対して適切な支援を行うチャンスをみすみす見逃すことになる。そこで、学生本人の自己認知の段階に応じて支援が提供できるように、現在三つの支援レベルを設定している（表1）。

「特別支援」は、障害者手帳や医師の診断書等によって客観的に裏付けられた発達障害を根拠に、大学に支援申請

〔表1〕 三つの支援レベル

	支援内容	条件
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の教育支援計画の策定</li> <li>・共通理解のための文書配布</li> <li>・定期試験時の配慮</li> <li>・特別支援授業の履修</li> <li>・インターシップへの参加</li> <li>・SST汎化プログラムへの参加</li> <li>・教育相談</li> <li>・進路相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書もしくは障害者手帳</li> <li>・保護者、本人も発達障害の疑いがあることを認め、申請書を提出している。</li> <li>・支援について当該学科会で承認を得ている。</li> </ul>
準支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の教育支援計画の策定</li> <li>・共通理解のための文書配布</li> <li>・定期試験時の配慮</li> <li>・特別支援授業の履修</li> <li>・SST汎化プログラムへの参加</li> <li>・進路相談</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援コーディネーターが保護者との面談、本人の発達検査に基づいて、発達障害の疑いがあり、支援が必要と判断する。</li> <li>・保護者、本人が支援の必要性があることを認め、承諾書を提出している。</li> <li>・支援について当該学科会で承認を得ている。</li> </ul>
見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SST汎化プログラムへの参加</li> <li>・進路相談</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、本人から、あるいはチューターから見守りの要請がある。</li> <li>・支援について当該学科会で承認を得ている。</li> </ul>

書を提出した学生が対象である。「準支援」は、発達障害の疑いがあるということ、大学と学生・保護者との間で支援について了解が取れている学生が対象である。「見守

り」は、学生本人、保護者、チューターのいずれかから、発達障害の疑いがあるということで支援の要請があった学生が対象である。

もっとも、「特別支援」、「準支援」、「見守り」は連続的なものである。「見守り対象」となった学生について、ケース会議を通じて課題を洗い出し、適切な関わり方を積み重ねることで、学生や保護者と支援について相談できる関係を築くことができる場合がある。そうになると、学生を「準支援対象」と位置づけ、より積極的な支援を行うことができるようになる。卒業後の進路のことを考えて、学生や保護者が障害者手帳や医師の診断書の取得を選択すると、次のステップに進むことになる。大学も学生を「特別支援対象」と位置づけ、障害者を対象とした職業訓練や就労支援の活用も含めたキャリア支援を行うことができるようになる。

#### 四．キャリア教育の要としてのインターンシップ

多くの学生にとって大学は最後の教育機関であり、大学で職業生活やその他の社会生活への準備に取り組むことになり、大学教育においてキャリア教育が持つ意義は大きい。

本学の場合、キャリア教育の狙いを、自らの将来の進路を決定できるための基礎知識と能力を習得することに据えている。具体的には、仕事の種類や必要な能力についての理解を深め、就労意欲を育て、自己表現能力を向上させることである。国際化学科では、一・二年度の基礎演習の中にキャリア教育の要素を入れ、二年度後期には「キャリアデザイン」、「三・四年度には「キャリア開発演習」、「就職実践講座」、「インターンシップ」という科目を置いている。

特別支援対象学生も他の学生と一緒にこれらの科目を履修する。講義や演習は他の学生と同じ扱いであるが、インターンシップは、本学で独自に開拓したり民間の就労支援機関と連携したりして、発達障害の特性に理解がある現場で別途組んでいる。発達障害を有する学生はアルバイト経験に乏しく、自分の進路について漠然としたイメージしかない場合が少なくない。彼・彼女らが進路について具体的なイメージを獲得するためには、様々な就労体験を積み重ねることが有効である。そこで、特別支援対象学生についてはインターンシップをキャリア教育の要として位置づけ、学生本人や保護者との相談の上で、複数回インターンシップを組むようにしている（表2）。

インターンシップは目的別に「体験目的」、「就労目的」、

「評価目的」の三つに分類できる。「体験目的」は文字通り、働く体験を積むことが目的のインターンシップである。「就

[表2] インターンシップの実績

学生	学生A			学生B	
	4年生時			3年生時	4年生時
実習先	民間企業	民間企業等4社	民間就労支援機関	民間就労支援機関	民間就労支援機関
経路	NPO紹介	独自開拓	大学との連携	大学との連携	大学との連携
目的	体験	就労	評価	評価	評価
期間	10日間	4日～1ヶ月	10日間	10日間	20日間
業務内容	軽作業	軽作業・調理補助など	軽作業・パソコン入力	軽作業	軽作業

学生	学生C			学生D	
	3年生時		4年生時		2年生時
実習先	民間企業	民間就労支援機関	市役所	民間就労支援機関	民間就労支援機関
経路	NPO紹介	大学との連携	NPO紹介	大学との連携	大学との連携
目的	体験	評価	体験	評価	評価
期間	3日間	10日間	10日間	20日間	10日間
業務内容	事務補助	軽作業	事務補助	軽作業	軽作業

「労働目的」は、雇用を前提として、その職場が学生に適しているかどうかを判断するものである。「評価目的」は、働く場面でどんな課題があるのかということ洗い出すものである。

働いた経験がない学生にしてみれば、働くことが体験できること自体とても意義がある。しかし、「体験目的」では学生を受け入れてもらえても、実際の採用となると厳しい評価が返ってくることもある。働く準備が十分にできていない学生には、「就労目的」のインターンシップは失敗経験を積み重ねるだけに終わる心配がある。特別支援対象学生に複数回インターンシップを組んだ経験から、学生の自己理解促進に一番つながるのは「評価目的」のインターンシップであると言える。

### 五. 働く場面での課題とは何か？

インターンシップを通じて、授業ではわからなかった課題が浮かび上がってくる。ある学生は休憩時間に休憩をすることなく仕事を続けて、職場の担当者から注意を受けた。休憩時間の意義は二つある。一つは、作業効率。ずっと仕事を続けていると疲れて作業効率が落ちてくるので、リフ

レッシュする時間が必要になる。もう一つは、コミュニケーション。休憩時間は他のメンバーといろいろな交流を持つことができ、お互いの人間関係を潤滑にするチャンスを提供してくれる。しかし、その学生はとても真面目な性格の持ち主で、与えられた仕事が残っている以上仕事を続けた方が良く考えたようである。

別の学生は、休憩時間中に職員が持ってきたお菓子を黙って食べてしまい、注意を受けた。その職員は他の職員にも食べてもらうためにお菓子を持ってきており、他の職員も遠慮なくお菓子を食べていた。もちろん、学生もお菓子を食べても良かったのではあるが、「お菓子をいただきたいもいいですか？」その一言が必要だったのである。

働く場面では他者との協働が不可欠である。職場で求められる対人マナーだけでなく、働くということ自体、他者との関係性の中で自分を捉える視点が必要となる。インタビューシッブではどの学生にも共通して就労意欲が低い、働く意欲というものができていないと言われる。企業が求める就労意欲は、単に働きたいという気持ちでも、目の前の仕事をこなせば良いというものでも、自分の興味のある仕事であれば頑張れるというものでもない。どんな些細な仕事であって、それを自分の仕事として与えられた場合は、

それをよりよくしていこうと工夫していく、一生懸命取り組んでいく、自分にできることは何かとアンテナを巡らせて働く、それが企業の求める就労意欲である。その意味では、学生達はおしなべて就労意欲が低いと言わざるを得ない。

## 六. おわりに

現在のところ、特別支援対象学生の中で卒業後就職した者はいない。障害者の就労支援サービスを利用する進路を選択している（注2）。しかし、そのことは決してキャリア支援の失敗ではない。キャリア支援の目標は学生を単にどこかの会社に就職させることではない。自分の特性を受け入れ、自己を肯定的に受けとめることができ、初めて、現実的な将来の進路を考えることができる。現実的な進路先においてこそ、学生は自分の持てる力を発揮することができる。就労意欲を持つことができる。このプロセスは学生本人と保護者にとって決して容易なものではなく、つらい作業かも知れない。周囲の温かいサポートのもとで、ゆくりと時間をかけて取り組む必要がある。障害者の就労支援サービスの利用は現実的な将来の進路への橋渡しである。

インターンシップを通じて明らかになった特別支援対象学生が抱えている課題は、実は、本学の教育理念である異文化間協働と深くつながっている。自己理解を深め、協働の理念とスキルをいかに通常の授業の中で習得できるようにしていくのか。そのことが発達障害を有する学生のみならず、全ての学生にとってキャリア支援につながっていくに違いない。

(注1) 従来、特別支援プログラム実施拠点は学習支援室であったが、視聴覚教材やIT教育を実施できるDVDやPC機能を併せて、二〇一〇年四月より学習支援室は、学生支援センターとして新たに発足した。

(注2) 一人の卒業生は、就労移行支援サービスを経て、障害者トリアル雇用を活用して働いている。